様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年　　1月　　31日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃ ひたちそりゅーしょんず　にしにほん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社日立ソリューションズ西日本  （ふりがな） うすき　せいごう  （法人の場合）代表者の氏名 　 　 臼杵　誠剛  住所　〒730-0013 広島市中区八丁堀3番33号  法人番号　9240001009850  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ●日立ソリューションズ西日本会社情報サイト  　デジタルトランスフォーメーション  ●日立ソリューションズ西日本会社情報サイト  　社長メッセージ | | 公表日 | ●デジタルトランスフォーメーション公表日：  2022年12月21日、2024年11月25日更新  ●社長メッセージ公表日：2013年1月1日、2024年11月25日一部更新 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 日立ソリューションズ西日本企業情報サイトにて公表  ●URL：<https://www.hitachi-solutions-west.co.jp/sustainability/dx>/  記載箇所：日立ソリューションズ西日本ホームページTOP>会社情報/デジタルトランスフォーメーション  1.DX推進の考え方　(上段)  ●　URL：<https://www.hitachi-solutions-west.co.jp/company/president/>  記載箇所：日立ソリューションズ西日本ホームページTOP>会社情報/社長メッセージ（中段以降) | | 記載内容抜粋 | ●DX推進の考え方  当社は、「地域を大切にしながら、全国へとビジネスを広げていき、人々の笑顔を増やす」という経営ビジョンのもと、お客さまとの協創を通じて、豊かな地域社会の実現のために、確かな技術とソリューションを提供することに取り組んで参りました。  ●社長メッセージ  国内では、温室効果ガス排出の削減、食料の安定供給やロスの削減、高齢化社会への対応、自然災害やパンデミック対応など、解決すべき多くの社会課題に直面しています。  こうした社会課題を解決できる未来社会としてSociety5.0で示されているように、DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用した経済発展と社会課題の解決の両立と、多様なニーズに応じた価値創造への取り組みが期待されています。  当社は、より豊かで持続可能な社会の実現に向けて、当社の強みである多彩な人財と、幅広い業種・業務に携わる中で培ってきたドメインナレッジ（業務知識やノウハ ウ）を基盤として、先進的なデジタル技術とグループ力を結集し、幅広い企業や団体、地域の皆さまとの協創により社会課題の解決に取り組んでまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 日立ソリューションズ西日本は、「経営理念、経営の基本方針、中期経営計画、内部統制システムに関する事項の決定」を取締役会の決定事項としており、上記決定に基づく社外公表可能資料として、当社サイトを開示している。経営方針としての経営ビジョン、社長メッセージは上記決定による方針等を社外の方にわかりやすい形で伝える資料である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 日立ソリューションズ西日本会社情報サイト  デジタルトランスフォーメーション | | 公表日 | 2022年12月21日、2024年11月25日更新 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 日立ソリューションズ西日本　企業情報サイトにて公表  URL：<https://www.hitachi-solutions-west.co.jp/sustainability/dx>/  記載箇所：日立ソリューションズ西日本ホームページTOP>会社情報/デジタルトランスフォーメーション  (1)当社内におけるDXの取り組み | | 記載内容抜粋 | ●当社内におけるDXの取り組み  当社では、経営方針のもと、加速する事業環境の変化に柔軟に対応するため、当社自身のDXに取り組んでいます。  「期待のその先の価値をつくる」を念頭に、当社ITシステムのあるべき姿を定義し、「データドリブン」「社内業務の効率化」「営業活動の強化」「セキュリティ強化」を4つの解決すべき課題とし、さまざまな社内業務のDX施策を推進しています。  また、当社自身のDX推進を通じて得たノウハウをお客さまに提供していくことにより、お客さまのDXへの取り組みに貢献します。  【データドリブン】  ・社内に蓄積された経営データの可視化と利活用により、迅速な経営判断と意思決定を促進  ・データ活用基盤システムの有効活用による社内課題解決  【社内業務の効率化】  ・各種業務のデジタル化による業務改善  ・社内に点在するデータの集約・可視化による業務の最適化  ・社内業務の自動化によるプロセス改善と業務効率化  【営業活動の強化】  ・営業活動データの一元化/共有化による迅速な意思決定の促進と効率化  ・取引データの分析・可視化によるマーケティング力強化  【セキュリティ強化】  ・デジタル技術を活用するための最適なIT提供とセキュリティ強化  ・社内資産情報の可視化によるセキュリティ対策推進  ・統計データを活用したサイバーセキュリティ対策推進 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 日立ソリューションズ西日本は、「経営理念、経営の基本方針、中期経営計画、内部統制システムに関する事項の決定」を取締役会の決定事項としており、上記決定に基づく社外公表可能資料として、当社サイトを開示している。経営方針としての経営ビジョン、社長メッセージは上記決定による方針等を社外の方にわかりやすい形で伝える資料である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 日立ソリューションズ西日本　企業情報サイト  URL：<https://www.hitachi-solutions-west.co.jp/sustainability/dx>/  記載箇所：日立ソリューションズ西日本ホームページTOP>会社情報/デジタルトランスフォーメーション  ●2-2　当社内の変革（上段）  ●(2)デジタル人財の育成 | | 記載内容抜粋 | ●当社内の変革  当社では、2016年4月に社員の働き方改革を推進する組織（ビジネスワークスタイル推進センタ）を設立し、2021年4月に同センタをニューノーマル推進センタに改称。2023年4月からはIT・DX推進センタと統合し、社内業務のDX化を推進しています。  ●デジタル人財の育成  DXを推進するためのデジタル人財の育成では、データサイエンティストやAI人財、ビジネス創出人財といったスペシャリスト育成とIT技術などベーシックな教育の両輪で強化しています。  データサイエンティストは、日立ITプロフェッショナル認定制度の枠組みの中で、一般社団法人データサイエンティスト協会の定義をベースにスキル要件や育成プログラムが体系化されており、本枠組みを活用し、育成・強化しています。  AI人財は日立ソリューションズグループ独自の人財定義と教育体系を整備し、育成・強化しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 日立ソリューションズ西日本　企業情報サイト  URL:<https://www.hitachi-solutions-west.co.jp/sustainability/dx/>  記載箇所：日立ソリューションズ西日本ホームページTOP>会社情報/デジタルトランスフォーメーション  (3) デジタル技術活用環境の整備 | | 記載内容抜粋 | ●デジタル技術活用環境の整備  最適なIT提供による事業/経営へ貢献することを目的に、各システムの環境整備を実施しています。  ①経営ダッシュボード  ・経営データを可視化し、多角的な分析、迅速な経営判断を促進するBIコンテンツの提供・整備  ②社内業務の効率化  ・RPAによる業務の自動化とプロセス改善  ・業務アプリケーションによる電子承認、ステータスの見える化などによる社内業務の効率化  ③営業活動の強化  ・顧客や業務領域をヒートマップ化し分析・把握できるSFA・MAツールの提供・整備  ④シェアードシステムの活用  ・ビジネスの基盤となる業務システムはグループ共通のシェアードシステムを導入し、グループ会社を横断したプロセスとDX基盤環境の整備 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 日立ソリューションズ西日本　会社情報サイト　 デジタルトランスフォーメーション | | 公表日 | 2022年12月21日、2024年11月25日更新 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 日立ソリューションズ西日本　企業情報サイトにて公表  URL：<https://www.hitachi-solutions-west.co.jp/sustainability/dx/>  記載箇所：日立ソリューションズ西日本ホームページTOP>会社情報/デジタルトランスフォーメーション  (4)DX推進の達成状況の指標 | | 記載内容抜粋 | ●DX推進の達成状況の指標  当社では、下記2つをDX推進達成度の指標と定め、定期的にモニタリングし、施策の是正・追加を行いながらDXを推進していきます。  ・当社が解決すべき4つの課題に対する推進スケジュールの進捗度と目標の達成  ・デジタル人財（HDS,AI）の育成者数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年12月21日、2024年11月25日更新 | | 発信方法 | 日立ソリューションズ西日本企業情報サイト　デジタルトランスフォーメーション  「DX推進の取り組み」にて社長メッセージを発信  URL：<https://www.hitachi-solutions-west.co.jp/sustainability/dx/>  出典：日立ソリューションズ西日本>会社情報>デジタルトランスフォーメーション | | 発信内容 | ●社長メッセージ  当社は、これまで、「地域を大切にしながら、全国へとビジネスを広げていき、人々の笑顔を増やす」という経営ビジョンのもと、お客さまとの協創を通じて、ITソリューションを提供して参りました。  おかげさまで、当社ソリューションに対して、お客さまより好評をいただき、事業は順調に拡大しております。  現在は、2024中期経営計画を推進していますが、ビジネス環境が一層加速し変化していく中で、デジタル技術を駆使して当社自身の変革に取り組みながら、これまでに培ってきたドメインナレッジを活かして、お客さまのめざすDXの実現に貢献して参ります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　8月頃　～　2024年　10月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイト(https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html)より入力しております。　申請管理番号「202410AH00003866」 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 1984年10月 (株式会社日立ソリューションズ西日本発足時)～現在も継続実施中 | | 実施内容 | ●推進体制  全社的な情報セキュリティ統括責任者、および各部署ごとに情報セキュリティの管理者を定め、セキュリティ対策推進の専任部署を設置し、社内の情報セキュリティマネジメントを運用しています。これによるPDCAサイクルで社内の情報管理について常に見直し、継続的な改善を図っています。  また当社製品のセキュリティ品質向上についても、専任部署にて推進しています。  ●ルールの整備  情報セキュリティ基本方針の下、当社従業員が守るべき情報セキュリティルールを制定しており、機密情報の取り扱い、PC、携帯電話、スマートデバイスなどのIT機器やネットワーク、クラウドシステムの利用方法を規定し、従業員が業務において守るべき行動基準としています。  情報システムやネットワークの管理についても、不正なアクセスによる情報漏洩の防止や、システム保全のための規則を制定しています。  また、立ち入り制限区域や入退室の管理、物品の搬出搬入など、物理セキュリティについての規則を定めています。  ●監査  情報セキュリティ対策の状況について、全部署を対象に年１回、社内監査を実施しています。  情報セキュリティルールの遵守状況、情報セキュリティマネジメントシステムの運用状況を確認することで、社内の情報管理を健全に保ち、情報セキュリティリスクの顕在化に対しては素早く対策を行っています。  ●情報処理安全確保支援士：36名 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。